

令和7年度第2回花巻市総合教育会議 議事録

1. 開催日時

令和7年12月23日（火）午前10時45分～午後12時40分

2. 開催場所

花巻市役所本庁舎 3階 委員会室

3. 出席構成員

花巻市長 上田 東一

花巻市教育委員会 佐藤 勝（教育長）

花巻市教育委員会 中村 弘樹（教育委員）

花巻市教育委員会 役重 真喜子（教育委員）

花巻市教育委員会 衣更着 潤（教育委員）

花巻市教育委員会 熊谷 勇夫（教育委員）

花巻市教育委員会 中村 祐美子（教育委員）

4. 説明のため出席した職員及び事務局等

花巻市副市長 松田 英基

総合政策部 部長 岩間 裕子

教育部 部長 瀬川 幾子

生涯学習部 部長 菅野 圭

健康こども部 部長 阿部 勇悦

総合政策部秘書政策課 課長 粒針 満

生涯学習部生涯学習課 課長 梅原 奈美

健康こども部こども課 課長 松原 弘明

健康こども部こども家庭センター 所長 佐々木 彰子

教育部教育企画課 課長 及川 盛敬

教育部学務管理課 課長 小原 聰直

教育部学校教育課 課長 菅野 弘

教育部就学前教育課 課長 鈴森 早織

教育部教育企画課 課長補佐 菊池 豊

教育部教育企画課 総務企画係長 佐藤 伸昭

教育部教育企画課 総務企画係主査 谷藤 聖裕

5. 協議

- (1) 教育大綱の改定について
- (2) 新花巻図書館について

6. 議事録

(瀬川教育部長)

それでは、只今から令和7年度第2回花巻市総合教育会議を開会いたします。

はじめに、主催者であります上田市長から、挨拶をお願いいたします。

(上田市長)

年末の押し迫ったところ、このようにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、令和7年度第2回花巻市総合教育会議ということで、議題としては二つございます。一つは、教育大綱の改定について協議いただくということ、そして、市長部局の図書館計画室の方から、新花巻図書館の今の状況についての報告をさせていただく、その二つであります。今回は、教育委員会だけではなくて、市長部局からも担当者に出てもらっています。この総合教育会議の制度は、平成26年でしたか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法の改正がなされまして、27年から実施されたところであります。総合教育会議については、やはり教育委員会と市長が、教育に関するいろんなことについて話し合いをしていくことが必要だという、そういう考え方からできた制度でありますけれども、私の方であまりにも教育委員会にお任せしすぎたのではないかと反省もございます。この地教行法の改正の内容について、よくわからないまま、教育委員会とは特に教育長、教育部長を通していろんな話をできましたから、特に新たなことがあるという意識はなかったわけであります。総合教育会議で話し合う項目について、教育委員会の目から見て必要というものを今までピックアップしてたわけでありますけれども、そうではなくて、やはりどうしてもお金の話や色々なことも出てきますし、市の全体的な総合計画との絡みも出てくる、その中で総合教育会議で話し合う項目について、あまりにもお任せしすぎたということについては、これは反省すべき点であると思っているだいです。

そういうことからすると、何を話し合うか、総合教育会議をいつ開くかということについては、やはり教育部と市長部局である総合政策部等と事前にすり合わせて、本当に総合教育会議で話し合うべき事項についてしっかりと見落としがないようにやっていくということが、大変重要だろうと思っております。

従って今回は、そういう観点からいろんな市長部局の担当者も出ていただくということ

にさせていただいているわけですけれども、ご存知のように、私の任期は2月4日で満了いたしますので、この教育大綱についても最終的には新たな市長と教育委員会の方で話し合って、その上で市長が教育委員会の皆さんのご了解を得ながら定めるということになりますから、今回の話し合いを通して直ちに教育大綱が決まるというわけではございません。当然、新たな市長が就任した段階で、またさらに教育委員会との話し合いを重ねていって決めていくということが必要になります。ただ、そんなことをやっていきますと、来年の4月から施行するということもできなくなりますから、今のうちに話し合うべきことは話し合って、ある程度、方向づけについて教育委員会と市長の方でのご理解、そういうアンダースタンディングができることが大事であり、それを新たな市長に案としてお見せして、最終的には話し合いを得て策定していく必要があるだろうと思います。そういう観点からのものとさせていただきたいと思います。

そして、図書館に関しましても、今の地教行法からしますと図書館の業務についても管理及び執行について市長が権限を持つということもできたわけです。実態的に言いますと、市長部局である図書館計画室が教育委員会からの補助執行に基づき主に作業をしていたわけでありまして、その中身については、市長部局である建設部とか、財務部とか、いろんなところが入って話をしていました。当然、市長も、市民からはしっかりしろという声があったわけでありまして、そのことについても、市長もいろんなことで知恵を出したという言い方がいいのか、別なんですけども、市長部局の職員の業務については、いろんな指導もしていましたし、あるいは、話し合いにも応じ、我々の考えも入れた中で、いろいろありましたけども進めてきたわけです。ただ、そこについては、例えば、市長の予算の編成権限、契約の締結権限、あるいは、調整する権限等があり、そういう話をすることが補助執行の制度でできないというわけではもちろんなかったんですけども、やはりその部分について、教育委員会が決めるべきものについて、市長が声を出しすぎるのはいかがなものかという、そういう声も一部で、市民の中であったわけであります。そういうことを考えますと、平成26年の地教行法改正の段階で、そもそもこういう図書館を含めた業務について市長の管理・執行の対象にすることも含めてどうするかということについて、話し合うべきことだったと、私はその部分も反省しているわけです。その部分については、私はあまりよくわかっていない状況、26年に市長になったわけですけれどまだわかっていない状況で、その部分についても教育委員会に任せして、変更、修正はしないと、市長の権限を強めるというようなことについては検討したことはなかったわけです。そこもいかがなものかなというように思っております。教育委員会が、図書館業務について一切関係ないというようなことは、学校の教育、あるいは、生涯教育の観点からこれは好ま

しくないわけでありますし、だけど、その中で市長が果たすべき役割について、どういうものがあるかということについては、これはやはり総合教育会議等で話し合って決めていく必要があったのではないかと思っているしたいです。

今回の教育大綱については、文言で入れておりますけれども、そういう市長の権限を強めるということについては、具体的な提案はさせていただいておりません。これについても新たな市長が就任された後に、教育委員会としっかり話し合って、そこでお互いの役割についてどうするかということをしっかり話し合って決めていくべきものだろうと思います。そういう観点からは、多分、4月1日から施行する教育大綱の中で、方向性についてしっかり明示するということは相当難しいと私は思っていますので、その部分については、その点について話し合いはしていく必要があるのではないかという、そういうことは提起させていただく文言だけに今、案としてはさせていただいて、それについて教育部の方と話し合いをしたという状況だと思います。そこも含めて、今後、教育委員会の方で、総合教育会議の場も通して話し合っていただきたい、今後の大変な事業の一つになりますので、その部分についてどうするかということについても、今日でも結構ですけれども忌憚のないご意見をさせていただいて、しっかりした方向を定めていただければありがたいと思います。

いろいろお話申し上げましたけれども、皆さんには総合教育会議だけではなくて色々な場でご指導、ご支援をいただいたわけありますて、この12年間に教育委員会の皆様にいただいた貢献に感謝申し上げたいと思います。そして、今日は忌憚のない意見の交換ができるばいいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(瀬川教育部長)

続きまして、教育委員会を代表し、佐藤教育長から挨拶をお願いします。

(佐藤教育長)

今日は、市長部局の多くの方々にもご参加いただいて、第2回目の総合教育会議の開催でございます。本日の協議題、今、市長からもお話しございましたけれども、新たな教育大綱についての検討と、それから、新図書館建設の設計段階に入った状況、そのところの今後の進め方等についてご説明させていただきます。

教育大綱につきましては、今、市長からもお話ありましたところでございますが、来年度から計画期間とする市の教育振興基本計画策定に伴い、現計画の課題や、さらには、国・県の今後の方針を勘案しながら、一方で、市まちづくり総合計画、人づくり分野との関連を図りながら、内容を整理してご準備をいただきました。また、これを受けて教育委員会としても、次期教育振興基本計画には整合させる内容で進めてまいりたいと考えて

おります。申し上げるまでもなく、大綱は花巻の場合においては、子育て環境の充実から教育全般という、極めて広範な内容におよびますけれども、市政全般を見据えて、花巻市の教育行政の方向性を定めるものであり、ぜひ、今回も様々な視点からご意見をいただき、効果的な教育行政推進のいわば、よりどころとして捉えてまいりたいと考えております。

また、新図書館につきましては、これまで補助執行という形態の中で、これまで基本計画の策定をはじめ、事業が進む都度、関係部、課からご説明、報告をいただいて、これまで教育委員会議、協議会に図ってまいりました。前回の定例会では設計段階に入る業務委託業者選定のプロポーザル結果についてご説明いただきましたが、本日は、ご提案いただいた内容等を反復するとともに、今後の進め方について理解を深め、ご意見をいただければと存じます。

本日、市長との最後の総合教育会議となりますこと極めて残念ですけれども、図書館を含め、今後の花巻市の教育全般の充実改善に向けて、ご意見をよろしくお願ひできればと思います。よろしくお願ひいたします。

(瀬川教育部長)

それでは、次第の3、協議に入ります。

ここからは、花巻市総合教育会議運営要領第3条第2項の規定により、上田市長に議長をお願いいたします。

(上田市長)

それでは、よろしくお願ひします。

まず、教育大綱の改定についての協議に入ります。事務局より説明をお願いします。及川教育企画課長。

(及川教育企画課長)

それでは、(1) 教育大綱の改定についてを、ご説明申し上げます。

まず、1ページ目のはじめに(教育大綱策定の趣旨)でございますが、第一段落につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、以下、地教行法とお話をさせていただきますが、この地教行法におきまして、総合教育会議による議論を踏まえて教育大綱を策定するということが定められていること、第二段落につきましては、教育大綱が策定されることとなった背景と教育大綱策定の義務づけによりまして、教育行政への民意の反映と教育・学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るといった教育大綱の策定の目的について、第三段落は、本市におきまして、第2次花巻市まちづくり総合計画の長期ビジョンと前期アクションプランを策定いたしまして、今後8年間の市のまちづくりの

方向性を明らかにし、教育につきましては、子育て・人づくり分野で各種支援の推進を図ることとしていること、第四段落は、地教行法の規定によりまして、スポーツに関すること及び文化財の保護に関する除く、文化といった社会教育につきましては、教育委員会からの委任によりまして市長部局が事務を執行し、各種生涯学習講座の開催や図書館等の社会教育施設の運営は、市長部局で補助執行していること、第五段落につきましては、現在の教育大綱が終期を迎えるために、新たな教育大綱につきましては、教育委員会が策定いたします教育振興基本計画との整合を図りながら、花巻市まちづくり総合計画に沿った形式で策定すること、第六段落、最後の段落では、先ほど市長の挨拶でもおっしゃっておりましたが、今後の総合教育会議では、学校教育以外の分野での意見交換や教育委員会からの意見聴取につきまして、条例により地方公共団体の長が事務のいずれか、または全てを管理し、及び執行できるものの、現在それらを行っていない事務について協議していく旨を、案として記載しているところでございます。

2ページ目の期間につきましては、花巻市教育振興基本計画の計画期間と併せまして、教育大綱の対象期間を令和8年から令和12年度までの5年間とする案としているものでございます。

続きまして、3ページ目の基本理念及び基本方針につきましては、先ほど1ページ目でご説明申し上げましたとおり、花巻市まちづくり総合計画に沿って案の策定を進めておりますことから、鍵括弧の【基本理念と目指す姿】の「子どもたちの笑顔 明るい未来をつくるまち」でありますとか、【6つの基本方針とそれぞれの目指す姿】につきましては、総合計画の内容と同じものとなっております。また、本文につきましては、総合計画の策定後に新たに加えたい内容について、赤字で加え時点修正する形としておるところでございます。

基本方針1、子育て環境の充実では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）でございますとか、5歳児健診の実施と支援体制の整備を盛り込んでおります。

4ページ目の基本方針2、学校教育の充実では、不登校児童生徒への多様な学び場の確保と地域ぐるみで支えるネットワークの構築、義務教育学校の開校に向けた整備を盛り込んでおりますし、下の基本方針3、生涯学習の推進では、新花巻市図書館整備基本構想の基本方針及び新花巻図書館基本計画に基づいた新花巻図書館の建設を盛り込んでいるところでございます。

続きまして、5ページ目の基本方針の4、スポーツの振興では、スポーツ施設の使用料の見直しや女子野球の普及、JALスタジアム花巻を活用した取り組みについて盛り込んでおりますし、6ページ目でございますが、基本方針5、芸術文化の振興と、その下の基

本方針6、文化財の保護と活用につきましては、総合計画の策定時から引き続き実施するというような内容でございますことから、総合計画の政策の基本方針と同じものとしてございます。

以上で簡単ではございますが、教育大綱の改定についてのご説明を終わらせていただきますが、ご出席の皆様には、はじめにの案、期間の案、基本理念及び基本方針の案に、それぞれにつきましてご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(上田市長)

ありがとうございました。

大綱案の概要について、事務局から説明ありましたが、はじめにの部分、そして、基本理念及び基本方針につきまして、方針ごとに皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思います。

まず、はじめにの部分につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。何かありますか。

先ほど申し上げましたが、最後の方に今後の市長部局との在り方について協議していくだくということで、具体的な中身は書いていない状況でありますけれども、そういうことも含めて、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

なければ、次に移らせていただきます。また、後でご質問、ご意見あった場合には付け加えてくださって結構でございますので、まずは3ページ目に移らせていただきます。

基本方針の1でございますけれども、子育て環境の充実ということについて、ご質問、ご意見等いただきたいと思います。どうぞ、役重委員。

(役重委員)

教育大綱の改定を迎えるということで、冒頭、市長からお話をありましたように、もちろん、次の市長がどう考えるかということをまた丁寧に話し合っていく、まさにこの総合教育会議の場がそういうことかなと思っているのですが、現時点で教育委員から出た意見ということで捉えていただければと思うのですが、私は教育大綱というのは、やはり市としての、いちばんこの教育の目指すものをしっかりとビジョンとして形にしていくというものだと思っています。個別の計画・政策・施策のところは、教育振興計画と合致しているということでしょうから、やはりそのビジョン、あるいは、そのビジョンを支える基本的なマインドと言いますか、それを支えるものをどう醸成していくかということだと思います。

一点、私はずっと思っているのですが、大綱なり、計画なりの中に視点としてほしいな

と思っているのが、子どもの権利ですね。子どもの意見表明権というものが、ご承知のとおり 2023 年のことでも基本法で明確化されたわけです。国や県でも、この部分をどう具体化するかということで結構作業が進んでいます。子どものためにという視点はすごく明確ですが、子ども自身が、まちづくりに対して意見を言っていく、自分たちが受けるべき教育について、子どもと共にそれを考えていくという視点が、これからはとても大事かなと思います。そうしたことが、その主体性を育み、学校教育も社会も自分たちで変えられるという意識、このことが、ここに謳われている主体的な学びとか、主権者教育というところにも繋がっていきますし、ひいては、そのまちづくりへの参画ということで市の担い手になっていくという、この循環がいい循環になるのではというところです。ぜひ、子ども自身の意見にしっかり耳を傾け、それを尊重し、それを反映する仕組みを講じるんだというところを、ご検討いただければと思うところです。

(上田市長)

ありがとうございました。

今、役重委員から子どもの権利についてのご提案というか、ご意見がございましたけれども、これについて皆様の方からご意見ありますでしょうか。もしあれば、事務局から何か今のことについて検討したことがあるのか、まだ、その部分については十分していないのか含めてお願ひします。瀬川教育部長。

(瀬川教育部長)

今のはご意見になるかと思いますけれども、これに関連して、今、教育委員会では、教育振興基本計画の策定についても並行して取り組んでいるところですけれども、その際に、まず昨年度、子どもたちからもアンケートを実施したということがございます。それから、今回、第 4 期の基本計画を策定するに当たりまして、今、教育委員会では子ども版のやさしい計画というのも一緒につくり、それを小学校の高学年から中学生あたりまでにお見せして意見をもらおうということで、計画をしているところでございます。そういうことで子どもの意見を反映する具体的な取組を検討しているところでございます。

(上田市長)

今のことについて、役重委員の方から何かありますか。

(役重委員)

ありがとうございます。アンケートをとって計画をつくられているということもお聞きしていました、とても素晴らしい取り組みだと思っています。ぜひ、それをその計画策定のときだけではなくて、やはり全ての職員もそうですし、先生方もそうですし、その子どもに対する向き合い方というものが、日常的にインストールしていくように、こういう取

り組みに展開していただければなと思っています。そのことが非常に、これから教育というのは、上から与えるものではなくてやはり一緒に育っていくっていう、そういう一つのフェーズの転換という時期がもう来ていると思いますので、花巻市の教育というのはすごく、私、良いと思っています。先生方も花巻市に来ると、とても子どもと先生が大切にされている環境だとおっしゃいますので、そういうところをぜひ良い面、特徴として、それを謳い、それを具体的に仕組化していくところを、ぜひ目指していただきたいなと思います。

(上田市長)

その条約とか法律、私、よくわからないんですけども、具体的にはどういうことを書いているのでしょうか。

(役重委員)

そうですね。法律自体は国がよくつくる法律なので、要するに、その子どもの意見の尊重に関して、国が方針をつくる、都道府県と市町村は、その趣旨を尊重した仕組みを具体的に講じなければならない、講じるように努めるということが書いてありますし、具体的には、意見表明権というようなことが、一応、その法律的にきちっと概念化されたことがあります。

(上田市長)

今の役重委員のご説明、それからご意見について、他の委員の方から何か意見ござりますでしょうか。

教育長どうですか。

(佐藤教育長)

今、とても大事な視点ですし、実際やっているわけですけれども、やはり子どもたち自身にも自覚を促し、啓発するという意味では、この最初の理念のところに、子どもたちがやはり主体ですよというような、そういった表現を入れることで、工夫すれば、より改善は図られるのではないかという意見です。

(上田市長)

今、おっしゃったのは、はじめにの方に、そのことを入れるということですか。

(佐藤教育長)

3ページ目の最初の基本理念と目指す姿のところで、既に、子どもたちが健やかに成長できるよう次のところに「子どもたち自身が」あるいは、「子どもたちを取り巻く環境を」とか、そういう表現でその趣旨が伝われば、法律まで全部明記しなくとも、そういうふうに備え方でカバーするという、そういう方向性を示すことはできるような気がします。

(上田市長)

確かに、具体的な権利みたいな、こういう権利がありますと書くのは難しいし、あまり焦って書くものではないと思います。ただその中で、抽象的なそういう権利がありますよということをやはり触れた方がいいかどうかですよね。

それについてはどうですか。役重委員。

(役重委員)

そうですね。具体的にどう入れるかというのはありませんが、よく子どもの意見を聞くとかということを施策に入れると、子ども議会を開きますとか、子ども会議を開きますとか、そういうイベントに終わってしまうみたいなところがあるんですけど、それは悪いわけではないですけれども、やはりその子どもたちに接するすべての教員、職員なり、あるいは、市民も親もそうですけれども、その子どもというのは、ひとりのやはり主体的な市民として、そういう権利があるということを、やはり浸透させていく色々な取り組みが大事ではと思います。

(上田市長)

そういう権利ということが法律に決まっているとか、そういうこともやはり触れた方がいいのではないかということですか。

(役重委員)

そうですね。そういうふうに入れれば、より市としての姿勢は明確になるのかなと思います。

(上田市長)

中村（祐）委員、どうですか。

(中村祐美子委員)

今の役重委員のお話あったように、意見を聞くというふうになると、どうしてもベクトルがこちら側から子どもたちに向いているように聞こえてしましますし、感じ取られることが多いんですけども、今のその意見表明権というのは、どちらかというと子どもたちから我々に対してという、ベクトルが反対からこちらに向かっているようなイメージだと思います。そうすると、教育長がおっしゃったように、ここの理念のところでそれをわかりやすく表現する、例えば、今現在のこの現行のドラフトですと、子どもたちが健やかに成長することができると冒頭で書かれていますけれども、その中に、今の意見表明権についてのニュアンスを入れるとしたら、例えば、「子どもたちが自ら考え方を表明しながら」とか、そういうものを一言入れるだけで、その権利について言及しているというのが、わかる人にはわかると思いますし、そういうことをわからない人も子どもたちを主

体にしているなというのが感じ取れると思うので、何か少し記載ぶりを工夫するといいのかなと感じました。

(上田市長)

ありがとうございます。

他の委員の方から、ご意見ございませんでしょうか。熊谷委員、どうですか。

(熊谷委員)

いろんな子どもに関わって、教育全体を通して、子どもの意見を尊重する、意見を吸い上げて反映させるとか、これは例えば、学校教育であればやっているというか、意識はしていると思うのですが、それは子どもを育てる観点という意味合いできている、そういう意味では、この文言を入れるということについては、やはりこれは重みがあると思います。今まで以上に入れるということで、これはあった方が当然、子どもたちにも関わる教職員や周りの人たちにも、今回からこうなったというのが、より強く伝わるのではないかと思います。

(上田市長)

ありがとうございます。

衣更着委員、どうでしょう。

(衣更着委員)

子どもたちの笑顔があふれ、みたいなイメージですかね。やはり子どもたちが主体で、学びたいような環境を整えて、今までそういう、中村（祐）委員もおっしゃった、自ら学びの方にというようなニュアンスですかね。どうしても権利というと、なんか親に縛られるみたいな子どものイメージがあるんですけど、それを具体的に言うのではなくて、何かいいような表現があったらいいなと、笑顔あふれる明るい未来とかですかね。

(上田市長)

衣更着委員、権利という言葉ではない方がいいのではないかということですかね、表現とか、色々な意見はあると思います。

中村（弘）委員、どうですか。

(中村弘樹委員)

今、衣更着委員が言ったように権利というと結構重くなるような感じで、子どもたちが、何を言っているのかということから始めないと分からぬ感じはあるので、もっと優しい言葉を探して、載せることは必要だとは思います。

(上田市長)

ありがとうございました。何らかの形で触れるべきだということについては、皆さん同

じ意見だと思いますけれども、どのくらい、どの程度のニュアンスにするかということについては、どうも意見はやはり割れているような感じがいたしました。この場でどちらがいいというのを決めるのは無理だと思うので、これについては、次回までに教育部の方で検討いただいて、教育長と話し合っていただいて、次回までに修正案を提出できるようにお考えいただくということで、よろしいでしょうか。

教育長、よろしいですか。

(佐藤教育長)

はい。

(上田市長)

そういうことでお願いいたします。次回までに、この点に触れる修正を検討いただくということにいたします。

次に、基本方針2について、ご意見をいただきたいと思います。学校教育の充実ですけれども、ございませんでしょうか。

ここで言っているのは、不登校の児童、これについて触れています。具体的なことまでは入っていないです。地域ぐるみで支えるネットワークを構築するなどの支援ということです。あとは、義務教育学校の開校に向けての整備という言葉が入っていますけども、これは具体的には今、話が進んでいるのは矢沢の義務教育学校であり、石鳥谷についてはその可能性ももちろんあるんだと思いますけど、具体的にこうだというところまで触れていない内容になっていると思います。そういうことですけれども、これについて、ご質問、ご意見等あれば、いただきたいと思います。

不登校の子どもたちについては、フリースクールが今できていますけど、これについては市の方から継続的に財政的な支援をしているという状況には今はいわけすけども、その状況を踏まえた上で、不登校生徒に対することとして、ネットワークを構築するなどで支援という言い方しているんですね。これについて、皆さんどう思うかということが一つあるのではないかと思いますけれども、どうでしょう。

教育委員会は今、どのように考えているかご説明いただければ、フリースクール等に対する支援等についてです。菅野学校教育課長。

(菅野学校教育課長)

ネットワークという部分に関しましては、今、構想を進めているところでございますが、学校関係者だけではなく、保護者の方々、あるいは、フリースクールも含めた様々な方、不登校に関わる方々が繋がりをもって様々、子どもたちへの対応について意見を交わしながら、より良い対策について話し合っていく、そういうたネットワーク会議を現在構

想しており、来年度から進める方向でございます。子どもたちだけではなく、その保護者もやはり様々なお困りごとを抱えていらっしゃいますので、子どもだけではなく、その保護者も対象とした支援、そういったものを今後、検討を進めていくということで、こういった文言を入れ込んでおるところでございます。

(上田市長)

ありがとうございました。

今、そのような説明がございましたけれども、これも踏まえて、委員の皆さんからご質問、ご意見等あれば承りたいと思います。役重委員。

(役重委員)

先ほど、教育委員会議でも議論がありましたので、若干、目出しだけさせていただきたいと思います。ネットワーク会議で横の連携を図るということ、とても重要なことかなと思います。それから、そうしたものを積み重ねる中で一定の信頼関係を構築しながら、その先に財政的な支援とか、何か事業を任せしていくとかそういったことも出てくるのかなと思っています。現段階としては、委員会でも中村委員さんからお話出たんですけれども、やはりその現場の本当に困った子どもや困った親をサポートできる人、人材、こういったところの圧倒的にこれが多分これから不足していくことが見込まれるので、それをどう確保するか、予算をつけて人を雇いますというそういうソリューションだけではもう限界がありますので、これがまたこの教育大綱として市長部局と連携できるということは、教育行政という枠を超えて、やはり中村委員さんおっしゃった民間のノウハウをどうジョインして、お互い双赢の関係が築けるような形で、民間でメンタルを病んだ人への対応のノウハウを持っていらっしゃるとしたら、それをどう学校教育現場でも活用できるかとか、そういう行政分野の盾を越境した発想の中で、どう人材支援をできるかと、お金がなくてもできることはいっぱいありますので、そういったところをぜひ考えていただきたいと、大綱にそれをどう書くかというところまでは特にないんですけども、そういう話題がありましたということをお伝えします。

(上田市長)

ということは、この文言について、少し考えた方がいいのではないかということですね。中村（祐）委員、どうぞ。

(中村祐美子委員)

そうですね。不登校の言及箇所に関しましては、もちろんここが重大な課題になっているということでお書きになっていると思いますが、ここではないかも知れませんけども、具体的な施策等のところでやはり、せっかく同じ地域で活動していて、行政という枠

ではないですが、同じような取り組みをされているところがあるのであれば、そういった見知りを活用していくというのも非常に有効な手段なのではと思いますので、どこかで言及するのがいいではと感じます。

(上田市長)

今のことについて、教育部の方どう思いますか。菅野学校教育課長。

(菅野学校教育課長)

今おっしゃられたように、やはり子どもたちを支えるということを考えれば、教育だけでは本当にもう限界がすぐにきてしまう部分はありますし、ましてやその保護者も含めてのご家庭を支えるということになると、やはり様々な民間も含めた色々な方々、組織と連携を図りながら、むしろ我々行政が持っていない、民間が持っている様々なノウハウを生かすことによって、改善が見込まれるケースも多々あると私も思いますので、すごく大事な視点だと思います。そういったところを、教育振興基本計画なのか、大綱なのかを含めて、いずれかの形で盛り込みながら、そういった政策は打って出ていけるような、そういうしたものにしていきたいと考えてございます。

(上田市長)

阿部健康こども部長、今の件についてはどう思いますか。

(阿部健康こども部長)

健康こども部として、教育という観点ばかりではなくて、要保護児童の事業をやっていまして、やはりその中で、不登校が原因でその後様々な問題に繋がるような子どもたちがいるというのも一定数あるかと思っております。そういう部分を、子育ての部分で、いろいろと支援していきたいということも考えておりますので、そこは教育部と一緒に連携をして、それが私達でいくと民間の力を借りてという事を一緒に考えていかなければいけないのではと思っておりますので、例えば、こども家庭庁でいろいろと事業を出しているのを参考に、使えるのがあれば一緒に考えていく等、そういった意味で連携を図ってまいりたい、教育に限らず、子育てという分野で連携を考えていくことは思っております。

(上田市長)

これは、学校教育の充実のところに入れるのがいいのかなという、だけど、他のところでパンツとくるところはあまりないですよね。最初の子育て環境の充実の中に入れるのだったら入れられるかもしれないけど、どうなんだろう。皆さん、今の話を聞いてどう思われますか、何か意見あれば。

中村祐美子委員、役重委員、おっしゃったことも踏まえて、少し文言は検討してみた方がいいということですね、それでよろしいでしょうか。それについては、教育部と健康こ

ども部もこの辺を打ち合わせて、次回までに案を提出するということでおろしいでしょうか。付け加えることがあれば、どうぞ、中村（弘）委員。

（中村弘樹委員）

「地域ぐるみで支えるネットワークをつくるために」施策をしやすいような言葉使がいいと思うのですが、そこを学校教育の充実の中に入れていただければと思います。

（上田市長）

どうでしょう。それは、少し考えてみるということかな。

（役重委員）

そうですね。この大綱の柱自体が縦割りなので、施策の縦割りになっているのでなにかはまらないのですが、どこかにせっかくの大綱ですので、市長部局も含めた教育行政だけではないソリューションの在り方というのを、どこかで謳えるといいかなと思います。

今、阿部部長もおっしゃったんですけど、1個だけ事例です。今、ダブルケアというのがすごく問題になっています。これは介護の方の厚労省の重層体制支援整備事業とか、そうした中でそのダブルケアを見ていくと、結局、その子どもの問題になり、それはどうしてもその教育と連携しなければいけないという話になる。従って、ダブルケアの事業の方で学校と教育委員会が連携して、その子どもが、具体的にはその学校から帰るとご飯食べる暇もなく施設介護に行かなければいけないので、学校で食べられるようにそういう配慮をしようとか、現場では動いていることだと思いますけど、そういうふうに、その教育行政にお金がなくても別の事業で動けることがあったりしますので、こういったことをやはり壁を取っ払ってということを、どこかに入れていただくとありがたいかなと思います。

（上田市長）

今、ダブルケアの話とそれがどう結びつくかとよく分からなかったのですが、その部分についても、委員からも教育部とか健康こども部にお伝えいただいて、我々分からないところあると思うので、お知恵をいただければいいだろうと思います。

あとは、ご意見ありますか。どうぞ、中村（祐）委員。

（中村祐美子委員）

基本方針2の4ページ目の記載についてご質問ですが、基本方針1の方を拝見しますと、社会的な状況、課題等が冒頭で書かれていて、そのために今期どういった目的を持ってどういう手段でやっていくかというようなことが、端的に説明をされていますけども、この基本方針2の方を見ますと、社会的なバックグラウンドは分かるのですが、その中でどのようなことが課題になっているのかというところが、若干、分かりづらいと思いま

して、例えば、将来の予測が困難な時代において、今どういうことがこの地域で課題になっている、問題になっているのか、そのためにこの目的たるその後の文章があり、それを実現していくために学校教育の充実を図る必要があるということで、手段ということで書かれていると思うのですが、意趣が伝わらないため、もしこの地域、花巻の中で、この予測困難なこの状況において、今現在課題になっていることで言及できるものがあればそれを言及いただくと、その後に書かれているものがより一層、際立ってくるのではと感じました。

(上田市長)

今のご意見についてはどうですか。すごく難しいお話だったなと思いますが、ここを教えてくださいとことがもしあれば、教育部の方から聞いていただければいいと思います。

瀬川教育部長。

(瀬川教育部長)

ありがとうございました。

そうすると、基本方針 2 の方で、冒頭のところが「将来の予測困難な時代において」という言い方が、すごくこれはもう花巻市のことだけではなくて、広く一般的な社会のこととして捉えているような書き方ですけれども、もう少し花巻の大綱ということで、地域の課題なども明確に表した方がいいのではないかというご意見でよかったです。

(中村祐美子委員)

分かりづらくて申し訳ございません。

このバックグラウンドとして、これは花巻だけではなくて国内全地域で同じような状況にあるので、この記載が分かりづらいというよりも、こういう時代において具体的にどういった問題があるのというところがあるとわかりやすいのかなと思い、そう気づいたのは、基本方針 1 の方では、そういった課題であるものが、もちろんこれは花巻だけではなくて、いろんな地域でも共通することかもしれないですが、「少子化の進行に加えて各家庭や」といったようなところで課題、問題が書かれています。こういった問題がある中で、「花巻の次の世代の子どもたちを育てていくためには」というような流れで書かれているので、読み進めていくと非常にすっと頭の中に入るんですが、2 の方を読むとバックグラウンドはあるんですが、この中でどういったものが課題になっているのかいうところが、少し分かりづらい状況になっているので、その後にすぐ目的がきてしまっていて、課題は何だろうと感じてしまいました。そういったところです。

(瀬川教育部長)

ありがとうございます。1 に対してということですね。

(中村祐美子委員)

そうですね。

(上田市長)

これは元々、市の総合計画の文言を使っているよね。岩間総合政策部長、どうですか、今の話について。

(岩間総合政策部長)

今のご指摘はそのとおりだろうとは思ったのですけれども、実は、基本方針3以降については、もっと簡略化された文章になっている状況がありまして、現状を捉えて、花巻市においてはどういう課題があるのかということでまとめていくことはあり得るとは思いますけれども、大幅な改正が必要になるのかなと思っております。全体のトーンをどのように揃えるかというところについては、少し研究させていただかないといけないかなと思ったところです。

(上田市長)

なるほど、要するに、抜本的な修正になってしまふということですね。少し検討してもらい、可能な範囲内でどういうことが考えられるかについては、次回、伝えていただくということでお願いしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

その他にございますか。

それでは、基本方針の3の方に移りたいと思います。基本方針の3については、赤字の部分については、図書館の計画が固まってきたところでありますから、そのことは大綱で明確に記載するということが大きなところですね。これも含めて、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。どうぞ、中村（弘）委員。

(中村弘樹委員)

図書館の3つの基本方針が書かれているので、これから、これを見た方々が前向きに考えていただけるのかなと思っておりますので、これを大事にしていただきたいと思います。意見です。

(上田市長)

その他、ご意見、ございますでしょうか。

それでは、次に移ってよろしいでしょうか。

基本方針の4についてお願いいたします。ここで大きな変更としては、使用料の見直しというのを入れているんです。これは今日の新聞でも盛岡市が使用料を高くするというのは書いていて、それについて市民の中でいろんな意見があるということが出ています。花巻市も使用料については、ここ数年間言い続けているんですけど、なかなかどう直したら

いいかという具体的な案が出ていない状況になっています。我々が言っているのは、使用料を上げることによって市の収入を増やすということが必ずしも目的ではなくて、そういうことも考えられることはあると思うのですが、やはり利用することについて、市民を優先するということは大事ではないかということです。今、利用の予約について電子化して、実際に市の施設に来なくても予約できるとか、その料金についてもキャッシュレスでお支払いできるとか、そういう利便性を進めるということはもう既にやっているんですけども、ただ、市が市民のお金を相当つぎ込んで造っている施設について、市外の方が市民と同じ料金ということは問題ではないかということで、直そうということで今までずっと来たのですがなかなかそこまで至っていない状況です。そういう中で、使用料については見直しをしていくということを書いたところだと思います。具体的に市民と市民以外というような言い方まではしないで、検討しているよということを書かせていただいたということです。

それから、女子硬式野球のタウン認定をされたということ、東高の選手たちの活躍を大きな要素として、JALが命名権を取得いただいたということで、JALが今後それを活用して地域スポーツの活性化とか、交流人口の拡大について色々な今アイディアを検討されている状況だと思います。そういうことで、JALスタジアム花巻の活用も考えていきたいということも入れているところであります。このJALスタジアム花巻については、施設に雨漏りがしている部分があったり、あるいは、選手の控え室、大会を開く場合には、現在試合しているチームの一塁側、三塁側、それから、次のチームの一塁側、三塁側と4つ必要ですけれども、この控え室が非常に老朽化していて使い勝手が悪いことや「きたぎんボールパーク」については、エアコン設備がありますが花巻にはないというようなこともあります。それについての設計予算については議会でお認めいただいた状況ですけども、これについての整備等も進めていくということも考えている状況であります。議会での予算について色々な議論が出ればいいなと思ったのですが、誰も質問されないで、すっと通ってしまったので少し残念なところはありましたけれども、いずれにしろ、そういうことも検討していくということで、こういう文言を入れていただいたということでございます。

それでは、これについてご質問、ご意見等いただければと思います。

よろしいでしょうか。では、次に移ります。

基本方針の5、芸術文化の振興です。

これについて、ご質問、ご意見等あればよろしくお願ひします。

文化会館は最近、利用が増えているんですね。何億円も毎年かけておいて、100万、

200万の赤字を恐れてイベントをしないっていうのは大変バランスが悪いと思うので、少し赤字であっても市民が文化に親しむ機会をつくってくださいということをお願いしていて、使い方が増えていると思います。ただ来年は半年ぐらい使えない状況になりますので残念なんですけれども、そこも含めて、あるいは、郷土芸能、これも担い手の問題とか色々問題あると思いますけれども、これについては総合計画の文言をそのまま入れたということになっております。

これについていかがでしょうか。

衣更着委員、どうですか。早池峰神楽、だけではないですけれども、代表的なものとして。

(衣更着委員)

個別に表現はしにくい部分ですよね。

(上田市長)

そうですね。

(衣更着委員)

文化を守り、そして、継承していきましょうとそういうことですよね。少し文言が硬い、ようなイメージがありますけれども。

(上田市長)

それは、役人がつくるとそうなるんですね。

(衣更着委員)

かといって、個別の神楽とかということでもないですし。

(上田市長)

そうですね。これはまた、検討いただいてご提案があるのであれば、また、次回に提案していただければということですかね。どうぞ、役重委員。

(役重委員)

先日の教育委員会議でも言わせていただいたんですけど、この芸術文化に関して、やはりユニバーサルデザインといいますか、要するに、普段そのままだと芸術文化にリーチすることができないという、例えば、ひとり親で母子家庭であったり、低所得層であったり、あるいは、障がいのある方とか、公共的な文化芸術政策というのはやはりそういった方々一人ひとりに届くためにこそあるのであって、お金もあり、暇もあり、体力があり、健康だという方々は、民間のサービスで享受できるわけです。そうしたことは、当然現場ではいろいろ工夫されていると思いますので、ぜひ、アウトリーチ、インリーチというようなところにもキーワード刺さりながら、そういう方向性、姿勢、これをどんな芸術文化

事業にもやはり貫徹していくところを、何かしら読み取れるような形であればいいのではないかと、これから時代、それが欠かせないのではないかと思います。

(上田市長)

これは、第2段落のいちばん最後の「芸術文化関係施設については、計画的な施設の改修等に取り組む」と、そういう意味もあると思うんですけども、言葉として出ていないってことですか。

(役重委員)

そうですね。もちろんその施設のバリアフリーということもありますし、その事業の中でそういった着眼での事業とか、情報提供とかそういったところを、これはぜひ北上のさくらホールの地域創造とかが今すごくこの1、2年、力を入れてやっている。

(上田市長)

さくらホールで何をやっているのですか。

(役重委員)

さくらホールでやっているというか、さくらホールを指定管理している地域創造の事業として、例えば、企業で働く外国人労働者の方は色々な情報があっても読めないので、そういう方がどうしたらそういう芸術文化に触れることができるようになるかとか、あるいは、これは地域創造ではなかったかもしれませんけども、例えば、市内の母子家庭の方に直接届くように案内をして、子連れで来れるという企画をしたり、いろんなことがあると思いますが、そういった姿勢がこう見えると、また、そういうアプローチから市民の方にもなんか親しみといいますか、そうもてるところになるのかなと思います。

(上田市長)

今の点については、どこまで書くかというか、必要ないということでは多分ないと思うので、教育長どうですか。

(佐藤教育長)

私も花巻の芸術文化というのは、相当いろんなことをやっていると思います。ただそれが実際、毎年の指標をみると、戦略というか、少しそういった点で、ジブリみたいなのはものすごいヒットしたのですが、例えば、博物館で平山郁夫さんの、実に安い入館料であいった物が見れるのですが、なぜ来ないのかなと思って、時期が悪かったのか、案内が悪かったのか、戦略が下手だったのか、興味がなかったのか、そういったことで、それぞれの企画展等もやっているのですが、その辺のところをもう少し分析してみれば、今、おっしゃったような発信の仕方なり、興味の持たせ方ということについてはもう少し、方策はもてるのではという気がします。情報はいっていると思いますけれども、なんでいらっしゃるのではという気がします。

しゃらないのかなと。

(上田市長)

平山郁夫展は私も行かなかったんですよね。行きたい、行きたいと思っていて気がついたら終わっていたという、だから、多分ああいうのも見ているけど、何度かやらないと、いつ頃までやっているかというのも、行かないでしまった人も結構いるのではないかと思います。それで、平山郁夫さんの絵がどういうのが飾られているかということ、展示されているかというのもわかれれば、皆さんあれはすごいなと思ったと思います。だからそこは、そういう個別に考え得るところはあったのではないかなど、私が行かないで言うのもなんですが、そういうこともあると思います。

あとは、役重委員の意見については、いろんな意味でのユニバーサルですね。設備だけではなくてソフトも含めて、そういうことをしっかりとやるよというのは、入っていてもいいのではないかね、言葉として、だからそこは、教育部の方で考えていただいて、入れるようにした方がいいかも知れないですね。

よろしいですか。

(佐藤教育長)

あとは、中学校の部活動の文科系のクラブについて、地域の芸術文化団体から手伝ってもらっています。

すでに、大迫、東和では始めているのですが、その辺のところも少しここで触れていただければなと思います。

(上田市長)

なるほど、子どもたちの地域展開の受け皿ですね。それもいいですよね。教育部の方でご検討いただくことでよろしいでしょうか。

他によろしいですか。中村（祐）委員、どうぞ。

(中村祐美子委員)

芸術文化、先ほども市長、おっしゃられましたけれども、行きたくても行けない子とか、行けない人っていう方はかなりいらっしゃるんだろうなと思っていて、私も、ジブリ行きたかのですが、全く時間が取れなくて行けなかったです。なので、そういうことを考えると、例えば、もちろんその乗り越えなきやいけない壁がたくさんあって、コピーライトの件等、問題があるとは思うんですけども、今って多分、来られている方、関心層の方、行きたいから行ける方々なんんですけど、潜在的な関心者、私みたいな人間もたくさん周りにいて、その人たちにどうリーチしていくかというのがこれから多分すごく課題になるのかなと思っていて、デジタル社会というか、かなりデジタライゼーションというか、

そういうのが進んでいる中で、行けないけどバーチャルというか、物理的に私がそこに行くことはできないけど、ただそれを同じような感覚で楽しめるような環境というのは、やはりコピーライトの件で難しいんでしょうか。そういうのがあれば、かなりの層が利用するのではないかなと思いますし、もちろん有料にはなると思いますけれども、それでもそのお金を払うことは躊躇せずに来られる方もいらっしゃるのではないかと思いますし、日本だけではなくて、海外にいてもアクセスできれば地域文化に触れることができますし、そういういた何か大きな発想の転換というか、そういうのができないものかと考えますが、いかがでしょうか。

(上田市長)

どうぞ、瀬川教育部長。

(瀬川教育部長)

今、全く構想はないわけですけれども、いただいた意見から、やはり新たな発想ということでは、少し今後の検討課題ということにさせていただきたいと思います。

(上田市長)

そのことを、この大綱の中に言葉で表すというのは、今の段階では難しいかな、でも、そういうのをできればいいですよね、確かにね。ありがとうございます。

基本方針の 6 ですけども、これについてはどうでしょう。

どうぞ、熊谷委員。

(熊谷委員)

ここに、社会教育施設等とあるのでいいかなと思ったのですが、振興センターってありますよね。あの中で、やはり博物館にはなかなか足が向かない、遠いなとか、文化会館遠いなど、それで結構、私も振興センターに行く機会が多くあるのですが、講座というか、サークルが活動していて、その中で生涯学習の講師の方が来て、講師にあたっているという方もいるので、等に入るのでいいかなと思いますが、いや、社会教育施設とか、各地域の振興センターへの支援みたいな、そんなものが入ると、大綱を見た市民は、「おっそうなの」と思うのではないかということです。

(上田市長)

それはどうですか。どうぞ、菅野生涯学習部長。

(菅野生涯学習部長)

コミュニティ会議等で行っているものについては、生涯学習の推進ということで、基本方針 3 の 5 ページのところに、地域振興やコミュニティの基盤となっている方策の一つとして、地域における社会教育ということで位置づけておりますので、そこで読んでいただ

けないかなと思いますが、いかがでしょうか。

(上田市長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

ありがとうございます。

(上田市長)

その他に、基本方針の6番について、ございましたらお願ひします。

これはこの前、教育長にも申し上げたんですけど、花巻城の本丸跡の県指定史跡を目指しますということですけども、これはこれでよろしいと思うのですが、私、申し上げたのは、例えば、弘前城は桜の木がたくさんあるじゃないですか。不来方、盛岡城もそうですね。史跡、桜の木がある。花巻城の本丸にもあるんだけど、やはり文化財だからあまり木を植えられないという話がありますよね。去年、本丸を使ってイベントした方々がいて、それについては教育委員会の方で、あまり文化財としてダメージを受けることがないから大丈夫だということで淡々と許可したという話ですけどね。そういう使い方とか、市民が喜ぶ場所としての整備はできた方がいいのではないかと私は思います。そこで、今は市の中での史跡ということなので、市の文化財の先生方の意見聞きながら、教育委員会の意見も聞きながら使っていると思うのですが、県の文化財指定された場合に、市の方の判断で使えなくなるようなことがあると、これはよくないのではないかと思うので、そこは文化財指定をいただくことについて、そういう観点をしっかりとってやっていただきたいなと思います。それは、この文言を変えるという話ではなくて、この際ということで発言させていただいたということです。よろしくお願ひします。

(佐藤教育長)

以前、そういったご意見いただきまして、これから花巻城の保存と活用ということで、これから協議していくわけですが、元々あそこは市民が親しんだ、昔は児童公園になっていた場所ですし、たくさんあそこでゆっくりされる方も多いので、今、県指定をした場合のメリット・デメリットというのを少し整理させておりますので、そこをもう少し分析してから、その辺については明らかにしていきたいと思います。

(上田市長)

そういうことで、よろしくお願ひいたします。

他にございませんでしょうか。お昼になってしまいましたけど、続けてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、教育大綱はこのくらいで終了したいと思います。

あまり時間はないですけれども、図書館計画室、生涯学習部から今の新花巻図書館整備の状況、今後の見通しについて説明をいただきたいと思います。菅野生涯学習部長。

(菅野生涯学習課長)

それでは、説明させていただきます。

はじめに、公募プロポーザル方式による新花巻図書館整備基本・実施計画の業者選定についてということで、資料 No. 2 – 1 になりますが、これまででも教育委員会議等で説明させていただきましたので、経過等省略させていただきます。

3 ページ目、お知らせしておりますとおり、優先交渉権者として、昭和設計・t デ・山田紗子建築設計事務所企業共同体が選ばれたわけですけれども、提案の内容については、添付している資料のとおりとなります。提案要旨としては「ハナマキ・ナレッジ・コモンズ」です。ナレッジというのは、知とか知識ということで、コモンズは共有地、共有資源ということで、直訳すれば、知の共有地みたいなことだと思いますが、ナレッジ・コモンズとして駅前広場と連続する地続きの一体回遊空間と多様なコモンズを核に市民ライブラリアンとともに運営・共創するものになっています。また、市民ライブラリアンというのも特徴的な提案ですけれども、市民ライブラリアンにつきましては、資料の①-2、A 3 の資料になります。こちらの方の裏側の左側に、市民ライブラリアンということで書いてございますが、これからの方には、サービスの消費者／提供者の枠を超えて、公と民とが手を取り合う協働・共営が必要不可欠となっていると、図書館づくりの推進のために「市民ライブラリアン」が提案され、「市民ライブラリアンは、自分自身の興味関心から一步だけ図書館の中に入り込む能動的な人たちです。図書館は本との出会いの場ですが、これから本を選んで誰かに勧めたり、本について話し合ったり、みんなでつくったり、様々な本と人、人ととのコミュニケーションの場となるでしょう」とされてございます。この市民ライブラリアンのことを書いた周りの図面のところにも、緑で書かれた市民ライブラリアンという方がいろんなところに本を紹介したりするなどで関わっているといったものになっているようです。

この他、可動書架・ものづくり空間・絵本階段・テラスなど段差とスロープで多様な気積をつくり、Z E B (ゼブ) 配慮の経済的鉄骨構法でコンパクトに整備すると、ZEB はネットゼロエネルギー・ビルの略で、消費エネルギーと、例えば、太陽光発電みたいに創造するエネルギーによって、1 次エネルギーの消費量をゼロ収支にするというもので、新図書館につきましても、収支ゼロまではいかないものと考えておりますが、Z E B の認証を受けて建設することとしております。また、地域文化の発信・継承と市民活動のインキュベーションが提案されています。インキュベーションはスタートアップという意味だと思

いますけれども、市民活動のインキュベーション機能を担うものとしていますというの
が、提案要旨となってございます。

プロポーザル選定委員会による審査講評では、各ジャンルの図書が連担しながら、豊かな空間が生み出されている柔軟な構成をもつとともに、時間外利用ゾーンの空間的魅力や広場に小さな空間を張り出させて、その魅力化を図るなど、ユニークさを併せ持つ提案であることが評価されました。また、可変性のある閉架ゾーンを中心に、多様な空間を配置する構成は明確であると評価されております。計画全体に、身体知をきっかけにした余地を意図的に設けるアプローチは、賢治の精神とも呼応するという意見も出ております。

「市民ライブラリアン」の提案は、可能性を備えている一方で、その実現のためには、今後の体制づくりが不可欠であり、行政や関係者を含めてさらなる議論が必要であると評価されました。また、複数の事務所、学識者が関わるチーム構成が魅力的で、プレゼンテーションにおいても、若い設計者の視点と経験豊かな学識者の融合が、期待を持って受け止められていましたが、実施段階でそれを担保できるかは不透明な部分も多いと、そういうご意見も出ております。しかしながら、最終的にはその辺りの課題を乗り越えることができる強さを備えていると判断されて、最優秀者として選定されることになりました。

また、次点者につきましても同じように提案要旨、選定委員による審査公表ということで掲載しておりますが、提案内容等の説明は省略させていただきます。

今後、優先交渉権者との交渉ということで、今、契約に向けて事務手続きを行っており
ますけれども、提案の実現可能性、現場体制、特に市民ライブラリアン制度の具体化とい
うところについては、重点的に確認して設計に繋げる必要があると考えております。

また、運営体制では、特徴的なところでは資料①－1 ということで、先ほどの A 3 の前の
ところになりますけれども、花巻駅近くに新図書館のためのプレ室を作るということで、
設計の方々が市内に拠点を置いて、図書館、私達と設計事務所の方と、あとは、市民活動
拠点としてそういう場をつくりたいという提案がされております。今、実際に拠点をど
こにするかということで場所を探しているという段階になってございます。いずれ、今後
契約をして具体的なところを業者さんと詰めて、計画を進めていきたいと思っておりま
す。なお、ここでお示しているものはあくまで提案ということで、今後、市民の意見を聞
きながら、私達とも交渉しながら設計を進めて形を定めていくということになってござい
ます。

次に、資料 No.2－2 の方になりますけれども、新花巻図書館の整備についてということでご準備をお願いいたします。現時点での予定ということで、進捗によって、その都度修正があるということでご理解をいただきたいと思います。

(上田市長)

まず資料①-1、①-2、②-1、②-2が何かという、その説明をしてもらった方がいいのではないですか。

昭和設計・tデ・山田紗子建築設計事務所企業共同体が、二次審査用に提出した書類という、その説明がまず必要ですよね。資料①-2は、優先交渉権者が作ったデッサンというかそういう感じなので、②-1については、次点の業者のものだからという説明がなかった。だから、資料②-1は、今のところ実際に優先交渉者に入ってないから参考資料だよね。優先交渉権者の資料は、①-1と①-2という説明がまずなかった。

(菅野生涯学習部長)

次点の方については、説明を省略させていただいたということでございます。

(上田市長)

資料①-2を見たときに、何か説明することはありますか。

(菅野生涯学習部長)

先ほど申し上げましたように、いろんなコモンズがあり、これを数珠つなぎで回遊できるようなということで、右側の上に書いていますように、きちっとした1階、2階、3階ではなくて回遊できるような構成になってございます。あと、その裏については、市民ライブラリアンということで、共生して進めていく中身になってございます。

(上田市長)

何か大まかな説明できないですか。資料①-2がどういうアイディアになっているか。まず3階建てで、1階に何があり、2階に何があり、3階に何がありという、そこを今おっしゃったような回遊できるというのがどういう意味なのか、また、図書館建設にどれだけのお金がかかるということを説明した方がいいのではないでしょうか。

(梅原生涯学習課長)

資料①-2が、優先交渉権者になった共同企業体の二次審査で使った提案書でございます。先ほど部長も申し上げたとおり、ゾーニングを配って、スペースが数珠つなぎに続くというのは、1階は本というよりは、市民の皆さんにお喋りをしたり、ギャラリーがあつたり、そういったスペースになりますが、2階、3階と行くにつれて、本が児童書だったり、一般書も総記の本だったり、理科系の本だったりといろいろ分類がございますが、そちらのお部屋に切れ目がなく、行きたいお部屋に本を見ながら切れ目なく進めるという、そういった塊が次々と数珠つなぎに繋がったように、切れ目なく3階までいける。そういったスペースの使い方が面白いというところで評価されたものでございます。本の並び等については、これから具体になっていくと思いますので、提案書に示された、「かぜの小

径」や「ひだまりの小座」というのが、このとおり上の階になるかというのは、これから協議することになります。

あとは、先ほどの市民ライブラリアンというので、そういった方々が市内に、まだ場所等はこれから検討していくことになりますけれども、スペースを設けて、そこで自由にワークショップ以外にも、図書館について、いろいろお話をできるような場所を設けながら、市民と一緒に考えていきたい、そういったご提案でございました。

なお、設計の契約額ですが、プロポーザル実施要領に提案上限額ということで、約3億7千万円の設計費上限を示したうえで提案いただいております。また、事業費も40億と示していたものでございます。

(上田市長)

たまたま、私、YouTubeで見たら、今年の初めですかね、仙台市が音楽ホールと追悼施設をつくる複合施設を、同じやり方で設計者を選定する手続きやっていました。そこで委員長の方、やはり専門の、花巻市選定委員の小野田さんみたいな有名な人かどうか分かりませんけども、やはり出て話していましたが、そういうプロポーザル方式の選定というのは、その設計のアイディアをそのまま使うのではなくて、その人たちがどういう能力があるかということをちゃんと見るのが大事だと、そういう判断をしていくと、そういうプロポーザルで出たものについてはこれから揉むんだと、揉んで中身は変わっていくんですね。

我々のプロポーザルもそれに似たところがあるって、先生方が判断するについては、こういう提案書を作る能力がどれだけあるかということを見て、その共同企業体のメンバーの人たちの能力がどれだけあるんだという、そこを重視して選定したという感じです。だから、例えば、この3階建ての中の一番下に、下の方に飛び抜けているのがあるじゃないですか。これは、市民ライブラリアンの人たちが活動する拠点だと言っていますが、実際にそうなるかどうかというのは今後のその設計の中身によって違ってくるということですね。そういう設計をするのについても、これはプロポーザルの実施要領というのを、小野田先生等のご助言を得ながらつくったわけですけれども、そういう市民の入っていくワークショップをやっていくって、その設計の中身を検討していくという、それも入れてくださいということをお願いしていて、この資料①-2の横にある4を見ても、ワーキンググループでの打ち合わせをするなんてこと書いてあるんですよね。市民ライブラリアンというのは、まさにそういう格好で、だから設計の結果、市民の意見を入れていきながら、この図面通りではないものが出来上がる可能性もあるという、そういうことです。ただ、そういう形で市民の意見を聞きながら、しかし、我々としては40億円の金額を超えない形で

やっていただきたいということで、今、やっているということですね。

今後については、もちろん、すごい人たちであるこの共同企業体が優先交渉者になりましたので、その人たちの契約の内容、具体的には市の策定した特記仕様書に基づいて、設計業務をしていただくということを確認して、それを契約に入れておくという、そういう契約書の作成作業を、ほぼ終わりつつありますけれども、契約を結べば、その後には具体的な基本設計等そういうことに入っていきます。その中で市民ライブラリアンにどれだけ入ってもらうかということについては、今後検討しないといけない。先生方の講評の中では、なかなかそんな市民ライブラリアンに入ってもらって、こんなことやっていくのは難しいのではないかという意見もありますが、設計者が決まったわけで、そういうことの話し合いもしていきます。また、我々は設計、建設に関して全然専門性ないですから、工事の専門家である蛭田建設部長など専門家の力も借り、更には選定委員の先生方のご助言も可能な範囲で得ながら進めていきたいと考えています。

あとは、今後のスケジュールについて説明していただけますか。

(菅野生涯学習部長)

それでは、まず、建物整備の関係についてですが、令和8年1月に基本・実施設計業務委託契約を締結する予定です。設計期間は、令和7年度から令和8年度にかけて、おおむね1年半を見込んでおります。基本・実施設計の設計案はプロポーザルで選定され、提案者の考えに基づくものと、今後は市民ワークショップ等で、先ほどのように市民の意見を聴取して設計に反映していくことになります。

令和8年度には、基本・実施設計と並行して既存建物の解体設計、元スポーツ店のところですけれども、あとは外回りの外構設計、ボーリング調査を実施する計画です。これらは令和8年度の予算要求ということで予定してございます。

続いて、令和9年度以降の工程ですが、令和9年度には、地方教育行政法第29条に基づき、教育委員会の意見を伺った上で債務負担行為として、建築工事費を当初予算に計上する予定です。プロポーザルでの想定事業費は、約40億円、完成年度は令和12年度を前提としておりますが、人件費等の高騰により事業費が変動する可能性があります。設計業者には想定事業費内で設計するよう求めています。

建設工事は、令和9年度から令和11年度にかけて行う計画で、工期は約2年半を見込んでいます。

契約事務は、関係法令や教育委員会の申し出に基づいて進め、市議会の議決を得て契約を締結します。

竣工は、令和11年度末から令和12年度当初を予定しております。

令和 12 年度に、外構工事を実施して、全体整備を完了する計画です。

先ほどの教育委員会の方でもお知らせしているとおり、合併特例債の活用期限内での完了を目指しているところです。

次に、2 番の土地取得関係についてご説明します。

令和 7 年度は、用地境界を確定し、必要面積を確定します。

令和 8 年度には、岩手県と土地取用法に基づく事前協議を行う予定です。土地取用法に基づく事前協議というのは、公共事業に土地を売った場合に課税の特例を受けられるということで、道路事業とかであれば、そのまま適用になるのですが、図書館については、県の認定を受けなければならないということで、事業認定に向けて事前協議を行うということになります。市は、令和 2 年に実施した土地評価額を基準に時点修正を行い、JR 東日本も土地鑑定評価を行う予定です。双方の評価を踏まえて、譲渡価格は協議で決定することになります。

令和 9 年度には、教育委員会の意見を踏まえて、土地取得費を当初予算に計上する予定です。岩手県から土地取用法に基づく、先ほど申し上げました事業認定を受け、市財産評価審議会に土地価格の妥当性を諮問して答申を得る流れとなります。その後、正式な申し出を受けて、土地取得契約を締結し、土地取得後に既存建物の解体工事を実施、続いて、建物本体の建設工事ということで進めていきます。

次に、3 番の蔵書等の検討状況です。

蔵書については、新花巻図書館整備基本計画に基づき、資料収集方針と選書基準の見直しを今、進めているところです。新花巻図書館計画室、現花巻図書館及び各地域館の司書が共同で素案を検討中であり、今後、吉成先生や早川先生など、外部の専門家の助言を反映しながら進めていきたいと思っております。また、提供するサービスを実現するための職員配置についても、他の自治体の例や専門家の意見を参考にして検討を進める予定としております。

最後に、その他ということで、今回の基本・実施設計プロポーザルでは、先ほど申し上げた「市民ライブラリアン」と称する市民が、能動的に図書館運営に関わる仕組みを取り上げる提案がされています。選定委員の評価の中でも可能性がどうかということで示されましたけれども、実現には、体制整備や関係者間での更なる議論が必要ということで、実現可能性を含めて、詳細を今後検討していくことにしてございます。

少し割愛しましたが、報告を終わります。ご意見・ご質問などございましたらお願ひいたします。

(上田市長)

資料2-2で書いていますけど、今後の教育委員会との関わりですけれども、先ほど申しましたけれど、図書館の運営等に関する権限を、仮に市長に委任した場合であっても、教育委員会との情報交換等が必要になりますし、法律上も教育委員会の手続きがないとできないものがあります。例えば、建築工事費の当初予算の計上ですけれども、これについては市長がその予算を調整する前に教育委員会の意見を伺わなくてはいけないというは教育行政法上ありますので、それについて意見を伺う。あるいは、この建築工事の締結についても、教育委員会の申し出を受けたうえで市長が締結をするということになります。それから、あとは土地の取得については、これは金額が今想定した1億3000万円とかなので、議会の議決が必要になりますけれども、土地を取得するについても、やはり地教行法に基づいて教育委員会から土地取得の申し出を受けたうえで、土地取得契約を締結するという形になります。これについては、先ほど申し上げましたけども、市長に対し図書館についての管理・執行権を授与した場合であっても、教育委員会の土地取得の申し出権限は残ると私、説明を受けているので、そういう形で市長が教育委員会に諮ったうえで進めてさせていただくことになります。そういうことで、今後も市長と教育委員会の間での十分な協議が必要となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あとは、この表については、あまり詳しく説明できなかったわけですけれども、例えば、図書館の資料①-2の図面の説明をしました。この裏でも、具体的にどういう施設、図書館になるかという説明していく、これ見ると子どもたちのためのもの等いろんなことをつくるよということが、さっと見ると、あるということをご理解いただけると思います。先ほど申し上げましたように、具体的な基本設計については、市民と話し合ったうえで、あるいは、どれだけお金がかかるかも勘案しながらやっていかなければいけないで、この通りになるとは限らないわけですけども、今のところそういう考え方が出てきているということでございます。それが評価されたということあります。よろしいですか。

これについて、質問等あればお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。
市が公開しているYouTubeに第二次審査のプレゼンテーションと選定委員の質疑応答の様子を撮ったのがあります。花巻市図書館とくれば出てきます。全部見るのは1日かかりますから大変ですけれども、最優秀設計者の共同企業体の部分については大体そうですね、40分ぐらいかな。全部で40分ぐらいなので、もしお時間あればYouTubeを見ていただければ、どんな人たちが、どんなことを言っているかというのはお解りになりますので、時間あつたらぜひ、ご覧いただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

どうぞ、衣更着委員。

(衣更着委員)

このプレ室というのですが、設計段階、これ視覚化できるというか、一般の市民に触れるような機会の施設なのでしょうか。その辺の関わり方というのを教えてください。

(菅野生涯学習部長)

まだ提案段階ですけれども、業者としては、市民活動拠点と書いていますとおり、市民が気軽に入れるような施設にしたいと考えているとのことです。

(上田市長)

その他にございますでしょうか。どうぞ、役重委員。

(役重委員)

実は先日、栃木県の真岡市のというmonakaという複合施設、図書館、もしかしたらもう勉強されていると思うんですけども、monakaという施設に行ってきました、この通りになるかどうかわからないということですが、まさにこの絵にとてもそっくりなそういうのを見てきました。こういう設計思想ですね。色々資料とかあるのでそれは後でお渡しできますけども、一番ポイントだなと思ったのは、この図書館、monakaをつくるまでに5年間関わった、そのもうプロフェッショナルになりつつあった職員さんが退職をして、これは指定管理ですが、15年という長期の指定管理で、退職して指定管理者に再就職して、その指定管理側でそれをずっとやり続けているということ、それから、その15年間というのは、なぜそんなに長期かというと、15年かけてまさにこの市民ライブラリアンですね。この市民の図書館運営できる人材に、これを受け渡していくという考え方だそうです。その方は指定管理者として働くと同時に、その15年後のライブラリアンに自らなるために、一般社団法人を立ち上げてそれを準備している。要するに何が言いたいかというと、そのぐらいやはりその図書館というのは、情熱を持ってそれをやり遂げたいという職員の方がいてこそ、あの、もう今はそのmonakaは、本当にそこから市民活動が生まれるような形で、高校生とかが毎日来て活動しているみたいな、そういう施設になっています。そういう職員の継続的なノウハウを持った人が、引き続きやっているところがポイントかなと思いました。

ぜひ、この職員の、資料2-2の3に蔵書等の検討状況の中に、必要な職員配置ということも書いてありますが、私は、この職員配置が第一にくるぐらい大事なことだと思っています。ですので、職員、それから、当然、本の専門家としての司書を早い段階から、採用して、その素晴らしいスキルのある人が、このまさに設計に関わっていくかということと、併せて、その市民活動のインキュベーションになると書いてありましたので、この市

民活動の専門家、きちんとコーディネートができる方、こういった方も、ぜひその職員のスタッフとして揃えて早くからこの設計と準備に関わっていただくという、その方がやはり長くできるという、そういう体制を組んでほしいと思います。この職員配置についての準備状況について、もし、現状の考え方方がわかることがあれば、教えていただきたいと思います。

(上田市長)

まず、図書館の運営ですけども、これは議会から何度も言われているのは、市直営にしてほしいということです。そういうふうにおっしゃった方の頭には、TSUTAYA 方式で、そういうことに対する反発かもしれません。そうではない形の指定管理を必ずしも否定するものではないかも知れない。ただ、図書館計画室は、今まで建設場所そして設計者選定などの作業に忙殺され、そこまで考える余裕はなかった。例えば、場所の選定を含む基本計画を、これ教育委員会に議決いただいたわけですけども、それをつくるにあたっての市民参画手続きで、86名から133件のパブリックコメントが提出されました。何かと話を聞くと一部市民の方々間で、皆それぞれでパブリックコメントを出しましょうという呼びかけがあってお出しになったと、その結果、何か同じようなパブリックコメントが沢山あることとなりました。だけど、それを一つ一つ、返事をつくったんですね。それぞれの返事の中で市の考え方をできるだけ丁寧に説明したんです。教育委員会の皆さんに図書館整備基本計画を審議いただいた日の直前にパブリックコメントへの返事が完成しましたので、教育委員会で審議の時点ではその返事を十分読み時間を確保できなかつたのではないかと思いますが、市はパブリックコメントに対する返事作成にものすごい時間かけたんです。だから、そういうこと以外の部分について、ソフト部分のやり方について、しっかり考える時間は今までなかったということだと思います。

ただその上で、今回の選定委員には、有名な岐阜メディコスモスの初代館長・総合プロデューサーを務められた吉成先生も入っています。あと、他の選定委員の方もいろんな部分での専門家の先生が入っています。ですから、今おっしゃったようなことも、今後、その先生方もお忙しい方なので、どれだけ時間を出していただけるか分かりませんけども、意見を聞きながら考えていくというのは当然あるだろうと思います。それで、先ほど言ったような市民ライブラリアンの話も、どういう役割をやるかということを考えますけども、その中でそういう人たちにも意見を聞くというのも当然出てくるし、あとは、市の職員で図書館やりたいって入った職員もいますけども、そういう人たちも含めて、職員を今後配置していくって勉強してもらうということについては、当然、次のステップとしては考えていかなければならないという話だと思います。だから、それについてすぐにこうなり

ます、ということは言えないですけれども、まさにそれは良いご意見なので、建物だけではなくて、ソフト部分もしっかりとしていくというのは、今後次の課題になってくると思います。

(役重委員)

ありがとうございます。すいません、先ほどm o n a k a の例を出したのは、その指定管理がいいということではもちろんなく、それはもうやり方しだいだと思うのですが、やはり直営ということになったときにも、専門的な知見と長期的にやはり関わっていける職員体制というのは必要だと思いますので、まさに今までその忙殺されていたと思いますので、ぜひ、ここからそういった検討を深めていただきたいと思います。

(上田市長)

指定管理というのは、やり方の問題だとおっしゃいましたけど、それが良ければそれをやるという可能性はあると思います。それは、次の市長の時代に、話し合っていってその方がいいとなったら、そういうことをやるというのはあり得ると思います。だから、それは今までのものが固まつたうえでの次のステップとして考える可能性はあると、先ほども言ったように、TSUTAYA が反対だというのは、強い意見をお持ちの方が議会でいますけれども、それ以外の指定管理が駄目ということでは必ずしもない可能性はあるので、話し合う余地はあると思います。

(役重委員)

ぜひ、よろしくお願ひします。

(上田市長)

その他、ございますか。よろしいですか。

それでは、時間が超えて恐縮ですけれども、事務局の方に進行をお願いします。

(瀬川教育部長)

それでは、皆様、本日は長時間にわたりまして大変お疲れ様でございました。

次第の4に移らせていただきますけれども、今回の総合教育会議につきましては、本日の協議内容を踏まえまして、教育大綱の最終案を中心にご協議いただくことになると思います。次の開催時期につきましては、また、改めて日程を調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

皆様の方から何かご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回花巻市総合教育会議を閉会いたします。大変ありがとうございました。